（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第二条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則 （定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　主宰者　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号。以下「法」という。）第八条第四項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「準用行政手続法」という。）第十九条第一項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。 ［二～四　略］	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則 （定義） **第一条**　［同上］ 一　主宰者　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第八条第四項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「準用行政手続法」という。）第十九条第一項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。 ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第28号（第38条関係）

第　　号
行為制限命令書
年　月　日
殿
公安委員会　㊞

命令を受ける者	氏名又は名称	
	住　所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第22条（第１項・第２項）の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令をする理由	

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
２　不要な文字は、横線で消すこと。
３　命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第28号（第38条関係）

第　　号
行為制限命令書
年　月　日
殿
公安委員会　㊞

命令を受ける者	氏名又は名称	
	住　所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第22条（第１項・第２項）の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令をする理由	

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
２　不要な文字は、横線で消すこと。
３　命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。